

## 新宿区就学援助実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、教育基本法（平成18年法律第120号）第4条、学校教育法（昭和22年日法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、新宿区が学用品費等の必要な援助（以下「就学援助」という。）を行うことによって、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

### (対象)

第2条 就学援助は、新宿区に住所を有し、学校教育法第1条に規定する小学校又は中学校に在学している、または就学予定の児童・生徒の保護者（中学校夜間学級に在学している生徒にあっては、年齢、世帯等の状況により保護者又は生徒）で次の各号のいずれかに該当するものに行うものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助を受けている者（以下「要保護者」という。）
- (2) 生活保護は受けていないが、要保護者に準ずる程度に援助を必要とする者で、次のいずれかに該当するもの（以下「準要保護者」という。）
  - ① 前年度12月31日時点で施行されている、生活保護法によるその世帯の需要額（生活扶助（Ⅰ類・Ⅱ類）＋期末一時扶助＋教育扶助（基準額・学校給食費・学習支援費）＋住宅費）の1.2倍を基準とし、当該年度4月1日（年度途中の転入者については転入日）時点で構成される世帯の所得（原則として前年の所得税法（昭和40年法律第33号）第22条第2項の「総所得金額」をいう。）が基準額を下回る者
  - ② 前年度又は当該年度において、生活保護法に基づく保護の停止又は廃止があった者
  - ③ 災害・失業等により、在籍校の学校長（以下「学校長」という。）が教育上特に援助を必要と認めた場合で、新宿区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が援助を要すると認めた者

### (援助費目)

第3条 就学援助は、別表に掲げる費目について行う。

### (申請)

第4条 就学援助を受けようとする者は、新宿区就学援助費受給希望調査票兼申請書、（以下「申請書」という。）に必要事項を記入し、原則として学校長を経由して教育委員会に提出するものとする。

- 2 前年度の1月1日時点で新宿区に住民登録を有しない者、または、個人情報の利用に係る同意をしなかった者については、前項の申請書に、児童・生徒と生計を一にする世帯全員の前年の総所得金額が算定できる資料を添付するものとする。ただし、教育委員会が特に認めた場合はこの限りでない。
- 3 小学校入学準備金前倒し支給を受けようとする者は、新宿区就学援助費小学校入学準備金前倒し受給申請書、（以下「申請書」という。）に必要事項を記入し、教育委員会に提出するものとする。

- 4 当該年度の1月1日時点で新宿区に住民登録を有しない者、または、個人情報の利用に係る同意をしなかった者については、前項の申請書に、児童・生徒と生計を一にする世帯全員の前年の総所得金額が算定できる資料を添付するものとする。ただし、教育委員会が特に認めた場合はこの限りでない。

(認定)

第5条 教育委員会は、前条の申請があったときは、審査のうえ就学援助の受給資格の認定(以下「認定」という。)を行うとともに、その結果を申請者に対して通知する。

- 2 前項の認定は、当該年度当初の申請にあたっては、当該年度の4月1日に行うものとする。ただし、年度途中の申請にあたっては、原則として申請書を受理した月の翌月1日に行うものとする。

- 3 新宿区に転入した者若しくは新宿区立の小学校又は中学校に転入学した者の申請については、転入学した日を認定日とする。ただし、転入学した日より1ヶ月以上経過した申請については、年度途中の認定の例による。

- 4 提出期限内に提出された小学校入学準備金前倒し受給申請者の申請については、認定月末を認定日とする。

(支給金額)

第6条 就学援助の費目毎の支給金額は、当該年度の予算の範囲において別に定めるものとする。

(支給方法等)

第7条 就学援助の支給対象者と認定された者(以下「受給者」という。)の就学援助費は原則として受給者の口座に振り込むものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる就学援助費については、受給者の委任を受け、当該各号に定める口座へ振り込むものとする。

- (1) 学校給食費及び教育委員会が必要と認めた場合の就学援助費 受給者の児童生徒が在籍する学校長の口座
- (2) 医療費 医療機関の発行する診療報酬請求書に基づき当該医療機関の口座

(変更の届出)

第8条 就学援助費の支給対象者と認定された者(以下「受給者」という。)が、次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として学校長を通じて、遅滞なくその旨を教育委員会に届けるものとする。

- (1) 保護者の住所、氏名及び振込先口座等に変更があったとき
- (2) 生活保護法に基づく保護の開始又は廃止があったとき
- (3) 前年の総所得金額に訂正又は修正があったとき

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会事務局学校運営課長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成22年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

平成26年4月1日から平成27年3月31日の間、第2条第2号の①の規定の適用について、「前年度12月31日時点」とあるのは、「前々年度12月31日時点」とする。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

平成27年4月1日から平成28年3月31日の間、第2条第2号の①の規定の適用について、「前年度12月31日時点で施行されている、生活保護法」とあるのは、「第68次改定生活保護基準」とする。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

なお、平成28年4月1日から、第2条第2号の①の規定の適用について、「前年度12月31日時点で施行されている、生活保護法」とあるのは、「第68次改定生活保護基準」とする。

附 則

この要綱は本案決定日から施行する。

附 則

この要綱は本案決定日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

なお、平成29年4月1日から、第2条第2号の①の規定の適用について、「前年度1

2月31日時点で施行されている、「生活保護法」とあるのは、「第68次改定生活保護基準」とする。

附 則

この要綱は本案決定日から施行する。

別表 就学援助費目別対象・内容一覧表

費目	支給対象者		内 容
学用品・ 通学用品費	準	全学年	通学に必要な靴・傘・帽子の他体操着・ノート・鉛筆・ 絵の具・ドリル等の学用品購入費用の定額を補助
入学準備金	準	就学予定者	新一年生を対象に通学に必要なかばん・靴・傘・帽子 等の通学用品購入費用の定額を補助
新入学学用品費 (小学校)	準	小1	新一年生を対象に通学に必要なかばん・靴・傘・帽子 等の通学用品購入費用の定額を補助 ※4月に受給資格があり、就学前に未受給の者のみ
新入学学用品費 (中学校)	準	小6 中1(※)	中学校入学時に必要な制服等の学用品購入費用の定額を補助 ※4月に受給資格があり、小学校6年時未受給の者のみ
学校給食費	準	全学年	給食費実費を全額補助 (校長口座に振込)
校外教授費	要 準	全学年	遠足や写生会等の校外活動の参加費用を補助 交通費 バス賃・電車賃・駐車料金・有料道路代等 見学科 入園・入場料、映画・美術館入場料、体験学習代、観劇料金、キャンプ時のまき代 等 観察材料費 画用紙代・しおり代等 (全員必要なもの)
社会科見学費	要 準	小学校 4-6年 中学校 全学年	社会科見学の参加費用を補助 交通費 バス賃・電車賃・駐車料金・有料道路代等 見学科 入園・入場料、映画・美術館代、体験学習代 観察材料費 画用紙代・しおり代等 (全員必要なもの)
移動教室 参加費	要 準	小6 中1・2	参加に必要な費用のうち定額を補助 (準要保護者は支 度金を加算する)
修学旅行参加費	要 準	中3	参加実費に支度金(準のみ)を加算した額を保護者口座に振込
医療費	要 準	全学年	就学援助の対象となる疾病で、学校の健康診断・健康 相談で治療の指示があったものの治療費用実費を補助

通学費	準	全学年	特別支援学級在籍者及び情緒通級学級通級者で交通機関利用者の交通費実費を補助（定期券あるいは回数券分）
夏季施設参加費	要準	小 5 小 6（※）	参加に必要な費用の定額を補助 ※区域外就学者への経過措置
卒業アルバム費	要準	小6・中3	卒業アルバム購入者に定額を補助（2月1日現在認定者）
クラブ活動費	準	小学校 4-6年 中学校 全学年	クラブ活動に伴う費用の定額を補助
英語キャンプ費	要準	小 5-6年 中 1-2年	参加に必要な費用の定額を補助

※ 支給対象者の「要」は要保護者、「準」は準要保護者。